

長興四年中興殿應聖節講經文（P3808） をめぐる問題について

松浦典弘

はじめに

敦煌寫本の中には講經文と稱される範疇に屬する文獻が、比較的まとまった數殘されている¹。本稿ではそのうちの一點、長興四年中興殿應聖節講經文（P3808）を取り上げ²、それをめぐる問題について考察する。

講經文は寺院などで大衆を教化するために、經文の内容を分かりやすく講じるのが通例であるが、この講經文は皇帝の誕節を祝して朝廷の場で講じられたものである。したがって、皇帝の治世を顯彰するような内容も含まれており、政治色の強いものとなっている。本稿では誕節における講經について検討した上で、當該講經文の中で特に當時の政治状況を反映している部分に關して考察を試みたい。

一、内容の概観

まず、當該文書について概観しておきたい。本文書は長興四年（933）、後唐の明宗（在位 925-933）の誕節である應聖節（九月九日）に際して、都である洛陽の中心をなす宮殿である中興殿において行われた講經儀式で用いられた講經文の寫本である。

内容に關しては、佛が波斯匿王に護國の法を説いた仁王經のうちでも不空譯とされる『仁王護國般若波羅蜜多經』に解釋を施したものである。仁王經に關しては、他に鳩摩羅什譯とされる『佛說仁王般若波羅蜜經』が知られており、不空譯は

¹敦煌文獻中の講經文に關しては、邵紅『敦煌石室講經文研究』（國立台灣大學文學院、1970）、平野顯照「講經文の組織内容」（講座敦煌 7『敦煌と中國佛教』大東出版社、1974）など。それぞれ長興四年中興殿應聖節講經文に關して詳述している。また、周紹良・張湧泉・黃微輯校『敦煌變文講經文因緣輯校（下）』（江蘇古籍出版社、1998）には録文を掲載する。

²P3808 の裏面は『琵琶譜』であり、本文書とは關連しない。

羅什譯を改訂したものであるとされるが、實際は仁王經自體が中國撰述の偽經である。護國經典としての性質を持つ仁王經は、國家の統治に有用であり、誕節の講經のような儀式に用いられるのにふさわしいものである。『仁王護國般若波羅蜜多經』の成立年次は永泰元年（765）とされるが、序を撰したのが時の皇帝である代宗であり、その年の九月と十月には相次いで講經が實施される³。

さて、長興四年中興殿應聖節講經文の様式であるが、經文に對する解説と、それに對應する七言の詩句が繰り返されるのが一つの基本形となる。そして、末尾には七言四句をひとまとまり一行とする韻文が、一九行にわたって續く。

講經の前置きが述べられた上で、前半部分では經文に基づく形での講經が展開される。中盤近くに劉宋の明帝（正しくは文帝）と求那跋摩の問答の故事が引用されるが、これよりあと「我皇帝欲清四海、先誠六宮」にはじまる一節以降は、事績をあげながら明宗の治世を稱えるような記述となり、誕節において皇帝の長壽を祈るといった趣旨に沿ったものになっていく。

例えば、「所以感東川之災息、西蜀心廻」「祇如兩浙、遠隔蒼溟、感大國之鴻恩、受明君之爵祿」といった句を含む一節は、中原王朝として安定した治世のもと、威光が蜀や呉越といった南方諸國にも及んでいることを述べている。前年に呉越國において王の交代があり、獨自の元號を廢して後唐の長興三年號を用い、新王が後唐に恭順の禮をとったことなどを反映したものである⁴。

また、「今則進加尊號」にはじまる一節では、「聖明」「神武」「文德」「恭孝」といった語が解釋され、「添四字而普天皆賀」と締めくくられ、對應する句の中で「廣道法天稱尊後」とある。明宗には既に長興元年四月に「聖明神武文德恭孝皇帝」の尊號が奉られており、この年の八月に加えて奉られた尊號が「聖明神武廣運法天文德恭孝皇帝」であることをうけてのものである⁵。

また、「我皇帝貴安宗社」にはじまる一節では「所以數州令哲、同日封王」「東西南北、烈（列の誤り）帝子以驚（擊の誤り）天、内外公私、賀皇親而捧日」とある。後にも述べるように明宗朝においては有力な皇子が封建されるが、それについてふれたくだりである。

³ 『資治通鑑』卷二三三・永泰元年「九月庚寅朔、置百高座於資聖・西明寺、講仁王經、內出經二寶輿、以人爲菩薩・鬼神之狀、導以音樂鹵簿、百官迎於光順門外、從至寺。」「冬十月己未、復講經於資聖寺。」

⁴ 『資治通鑑』卷二七七・長興三年三月條など。庚戌に錢鏐（武肅王）が逝去、錢元瓘（文穆王）が即位した。

⁵ 講經文中の「廣道」は「廣運」の誤りである。他の史料においても、しばしば混同されている。尊號が加えられたことに関しては、『舊五代史』卷四四・明宗紀・長興四年六月丙午朔條「文武百僚、宰臣馮道等拜章、請於尊號內加廣運法天四字、凡拜三章、詔允之。」八月戊申條「帝被袞冕、御明堂殿受冊、徽號曰聖明神武廣運法天文德恭孝皇帝」

このように当時の政治状況を反映して、皇帝を賞賛し、國威を宣揚するような要素が強いのが、この講經文の特徴である。

二、誕節と講經

當該文書は應聖節における講經文であるが、基本史料である『册府元龜』卷二・帝王部・誕聖門にもとづいて、皇帝の誕生日である誕節と講經の關係、及び明宗時代の誕節の状況を見ておきたい。

まず、明宗即位後最初の應聖節である天成元年（926）であるが、百官が敬愛寺で僧齋を設けたこと、宮城の中核をなす中興殿において僧侶・道士を招いて經義に関する議論が行われたことが記される⁶。この年四月に莊宗が殺され、混亂の中、李克用の義子である李嗣源すなわち明宗が即位するのだが、九月の應聖節には早速祝賀の行事が設けられているのである。

以下、連年應聖節に関する記事が見られる。

天成二年には、前年同様、敬愛寺において齋を設け行香し、中興殿において僧侶・道士を招いて講論が行われたことに加え、諸侯よりの進獻が行われたことや官僚を招いての宴席が設けられたことなどが記され⁷、治世が安定に向う中、誕節行事もより整備されたものとなったことが窺われる。天成三年・四年もほぼ同様であるが、但し三年に関しては、僧侶・道士の講經は崇玄殿、行香修齋は相國寺と何れも滞在先の開封において行われた⁸。

長興元年と二年に関しては、講經に関して簡略な記述があるのみであるが⁹、政治状況は安定していたので、天成年間同様の祝賀行事が行われていたと考えてよからう。

長興二年を最後に明宗朝における誕節の記事は見られないが、明宗在位の残る二年、長興三年・四年にも同様のことが行われていたであろうことは、四年付けの講經文の存在によって明らかであろう。明宗朝においては誕節に佛教・道教の講經を行うことが恆例化されていたのであり、長興四年中興殿應聖節講經文は佛

⁶ 「[天成元年] 九月九日、應聖節、百寮於敬愛寺設僧齋、召緇黃衆於中興殿、論難經義。」

⁷ 「二年九月九日、應聖節、四方諸侯竝有進獻。丁巳、百官奉爲應聖節於敬愛寺行香設齋。宣教坊伎宴樂之。宰臣樞密使以下、咸進壽酒、各賜錦衣。召兩街僧道於中興殿講論。」

⁸ 「三年九月九日、應聖節、召兩街僧道、談經於崇元殿。宰相進壽酒、百官行香修齋於相國寺、宣教坊樂及左右廂百戲、以宴樂之。又僧道虛受等賜紫衣師號、共六十人。」「四年九月九日、應聖節、百官於敬愛寺齋設、賜宰臣錦袍香囊手帕酒樂。帝御廣壽殿、近臣獻壽、各頒錦袍。復御中興殿、聽僧道講論。」

⁹ 「長興元年九月九日、應聖節、百官於敬愛寺齋設、帝御廣壽殿、聽僧道講論。」「長興二年九月九日、應聖節、帝御中興殿、觀僧道講論、賜物有差。」

教側の講經用のテキストなのである。

ところで、明宗即位後の最初の應聖節に関しては、『舊五代史』卷三七・明宗紀・天成元年九月癸亥條にも記事が存在する。

應聖節、百僚於敬愛寺設齋、召緇黃之衆於中興殿、講論經義、從近例也。

『册府元龜』とほぼ同文であるが、「近例に従う」という文言が付されている。ただ、後唐初代の莊宗の誕節（萬壽節）においては、祝賀の行事が行われていたことは記されるが、講經に関する記録は見られない¹⁰。同光二年には萬壽節に向けて寺觀が修理され¹¹當日には度僧も行われており¹²、必ずしも講經が行われていなかったということにはならないが、やはり明宗朝に至って制度が整えられたと考えるのがよいのではなからうか。後唐は唐の繼承を標榜していたのであるから、近例とは唐代の制度に倣うということと考えることもできよう。

そこで時代を遡って、唐代の誕節における講經の例を見ておこう。そもそも皇帝の誕生日を祝する節日が設けられるのは、開元十七年（729）に玄宗皇帝の誕生日である八月五日を千秋節としたことにはじまり、そのご天寶七載（748）千秋節は天長節と改められる¹³。

誕節と佛教の関係では、玄宗より二代後の代宗の大暦年間には、誕節に佛寺において齋會を催すことや、僧尼を度することが恆例となっていたようである¹⁴。先にも述べたように不空の『仁王護國般若波羅蜜多經』の序は代宗の手に成るものであり、誕節ではないがそれによる講經が早速行われている。したがって誕節に講經が行われていたことも考えられるが、それに關する記事は未だ見られない。

『册府元龜』卷二・帝王部・誕聖門において、誕節に講經が行われた記事の初出は德宗の貞元十二年（796）四月十九日であり、麟德殿に沙門と道士を集め、講論させることが近年行われるのが恆例であるが、この年は儒官も召して、三教による講論を行わせたというものである¹⁵。すなわち、それより以前から佛道二教の

¹⁰「同光元年十月壬辰、萬壽節、百官齋會於開封府。」「二年十月丁亥、萬壽節、宴群臣於長春殿。三年十月辛巳、宴辛巳、宴長春殿、賜百官分物。」

¹¹『册府元龜』卷五二・帝王部・崇釋氏門・同光二年九月條「天下應有本朝所造寺觀、宜令所在長吏取寺司常住物添修、至萬壽節日、須畢其功。」

¹²『舊五代史』卷三二・莊宗紀・同光二年十月甲戌條「河南尹張全義上言、萬壽節日、請於嵩山開瑠璃戒壇、度僧百人。從之。」

¹³天長節に關しては、池田温「天長節管見」（青木和夫先生還曆記念『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、1987）のち『東アジアの文化交流史』吉川弘文館、2002に再録。

¹⁴『册府元龜』卷二・大暦二年條「宰臣及常參官率錢修齋、度僧尼・道士、凡數百人。」四年條「百僚於章敬寺修齋行香。」同六年條「修衆僧齋于資聖寺、百僚行香。」同八年條「於資聖寺、修一千僧齋、度僧尼、凡二百餘人。」同九年條「百僚分寺觀行香、頒賜茶藥。」

¹⁵貞元十二年四月庚辰條「帝降誕之日、近歲常以其日會沙門・道士于麟德殿講論。帝每謂、三教

講論は行われていたわけになる。それぞれの教理の優れた点を競うものであるから、講經文が作成され、それにより論が進められたと考えられる。

短い順宗の治世をはさんで憲宗朝では、元和七年（812）二月十四日の誕節に麟徳殿に沙門・道士三百五十人を集め講論させた¹⁶。つづく穆宗朝では即位した年である元和十五年（820）七月六日の誕節に僧道の講論が行われたことが見られる¹⁷。以下、敬宗朝では長慶四年（824）¹⁸と寶曆二年（826）¹⁹の六月九日、また文宗朝では大和元年（827）²⁰・四年²¹・五年²²の十月十日、いずれも麟徳殿（三殿）において僧侶と道士による講論が行われた記事が見られるが、それ以外の年においても誕節の講論は行われていたと考えるのが妥当であろう。

『冊府元龜』ではこれより以降、唐末に至るまで、誕節の二教講論の記事は見られないが、圓仁の『入唐求法巡禮行記』中に武宗朝における記事が存在する。會昌元年（841）六月十一日條に、内裏に齋を設けた上で僧侶と道士に經典を議論させ、道士には紫衣を賜ったが僧侶の方にはそれがなかったというもので²³、翌年の條にも同様なことが起こったことが記される。會昌年間にも毎年誕節には佛道二教による講論が行われていたことが分かるが、道教を優遇する策が取られており、この行事が廢佛の一つの段階として利用されていたのである。

以上のことから、誕節に麟徳殿を舞台にして行われる佛教・道教による講論は、少なくとも徳宗朝以降は恆例の行事であったことが分かる。恐らく唐末の混亂の中で實施が不可能となるに至るまで續けられていたであろう。時としてそこに儒教の立場から官僚が加わることがあり、三教による議論となった。大和元年に祕書監であった白居易が議論に加わっているのなどが、その例である。こうした行事は皇帝權威の發揚と教團への統制の効果が期待されたものであると考えられる。

話を明宗朝における講經に戻せば、後唐初代莊宗の時代は宿敵である後梁を滅ぼし華北一帯を支配下には入れたものの、莊宗自體の逸樂もあって政權は安定に

與儒教所歸不殊、但内外跡用有異爾。是日兼召儒官給事中徐岱・兵部郎中趙需・禮部郎中許孟容・四門博士韋渠牟、與沙門談延・道士萬參成等數十人、迭昇講坐、論三教。初如矛戟森然相向、後類江河同歸於海。帝大悅。」

¹⁶「御麟徳殿、垂簾、命沙門道士三百五十人、齋會于殿内、食畢、較論于高座、脯而罷、頒賜有差。」

¹⁷「又詔、御麟徳殿、觀僧道講論、頒賜有差。」

¹⁸「其日、帝御三殿、命浮圖道士講論、内官及翰林學士・諸軍士・駙馬皆從。既罷、賞賜有差。」

¹⁹「御三殿、兵部侍郎丁公著・太常少卿陸亘・前隋州刺史李繁、與浮圖道士講論、内官・翰林學士及諸軍使・公主・駙馬皆從。既罷、賞賜有差。」

²⁰「召祕書監白居易等、與僧惟應・道士趙常盈、於麟徳殿講論、賜錦綵有差。」

²¹「命道士・僧徒、講論于麟徳殿。」

²²「命沙門・道士、講論于麟徳殿。」

²³「今上降誕日、於内裏設齋。兩街供奉大徳及道士集談經、四對論議。二箇道士賜紫、尺門大徳惣不得著。」

程遠い状態であった。奪権に近い形で即位した明宗は政権の安定化を圖る意圖もあって、唐制に倣う形で早々と誕節における行事を整えたのであろう。そして、明宗支配の安定のもと、講經などの行事は毎年恆例として行われ續けたのである。

三、政治的背景

長興四年講經文は末尾に向うにしたがって政治的背景を色濃く反映したものとなる。ここではその部分を抽出し、當時の政権の状況と照らし合わせた上で、講經文作成の背景について考察してみたい。

此日は人慶賀、是處歡呼。上應將相王侯、下至士農工賈、皆瞻舜日、盡祝堯天。有人煙處、羅烈香花、有僧道處、修持齋戒醮。廕庥道廣、處禱心同、唯希國土永清平、只願聖人長壽命。

今日多聞絲竹聲、滿乾坤賀聖人生、恩同玉露家家滴、貴竝金花處處呈、宮上盤旋非露重、天邊搖拽稱雲輕、臣僧禱祝資天算、願見黃河百度清。

三載秦王差遣臣、今朝舜日近舜雲、磨礪一軸無私語、貢獻千年有道君、只把宣揚申至道、別無門路展功勳、又從今日簾前講、名字還交四海聞。

宋王忠孝奉堯天、算得焚香託聖賢、未得詔宣難入關、夢魂長在聖人邊。

潞王英特坐岐(陽)州、安撫生靈稱烈公、既有英雄匡社稷、關西不在聖人憂。

(後略)

ここでは應聖節當日の状況を稱える文言、さらにそれに對應する七言句が竝べられた後、全講經文の締めくくりにあたる七言四句の羅列へとつながる。ここで注目したいのが、「今日多聞絲竹聲」にはじまる七言句中に現れる「秦王」、七言四句の羅列の中で冒頭の二行に現れる「宋王」と「潞王」で、いずれも明宗の皇子に當たる人物である。

まず、秦王であるが、これは明宗第二子の李從榮にあたる²⁴。長子の從璟が明宗即位より先に逝去していたため、實子である皇子としてもっとも有力な立場にあった。長興元年八月壬寅には秦王に封じられた。また、宋王は第三子の李從厚で、同月丙申に宋王に封じられる。また、潞王は明宗の將で養子となった李從珂で、長興四年五月戊寅に潞王に封じられている。

これら有力諸王は、當該講經文の舞台である長興四年九月の段階で、どのような立場にあり、また何處へ赴任していたのであろうか。まず、秦王從榮であるが、

²⁴秦王從榮の事跡に關しては、『舊五代史』卷五一・宗室列傳など。

天成四年四月に河南尹に任じられており、その任地は都である洛陽であった。また、宋王從厚は河南尹を経て、從榮に代わって河東へと轉出、長興元年に鎮州節度使を授けられ任地は鄴都であった。潞王從珂は長興三年に西京留守から鳳翔節度使へと轉じており任地は鳳翔府であった。少なくとも、この状況においては秦王が明宗の後繼者としてもっとも有力な地位にあったといえよう。

ところが、明宗の崩御に前後して状況は急展開する。明宗の病状がいよいよ悪化していた中、秦王が擧兵したが失敗し、十一月二十日に結局誅殺されるという事件が起こる。その六日後、明宗は六十七歳で崩御するが、もっとも有力な後繼者が謀反を起こしたために誅されて不在という非常の事態であった。

秦王の謀反をうけて明宗は宋王を召還、宋王の從厚は任地である鄴都から洛陽へ向かい、明宗崩御の三日後の十一月二十九日に到着する。そして、十二月一日には、明宗の喪を發して即位し、翌年正月には應順と改元する。これが閔帝である。

しかしながら、事態はそれで収まらず、この年三月には潞王從珂が鳳翔府より東行し、これに追われる形で閔帝は洛陽を脱出する。この後四月には潞王は洛陽入りし、ついで即位、閔帝は廢位の後毒殺され、元號は清泰と改められる。これが末帝であるが、清泰三年閏十一月に石敬瑭によって後唐は滅ぼされ、自殺に追い込まれることになる。

五代隨一の名君とされる明宗であるが、その後繼者をめぐっては問題がこじれ、ついには王朝自體が滅亡へと至る。明宗の崩御の前後から動きは慌しくなるのであるが、明宗は五月頃から既に發病しており、九月の應聖節の段階で健康状況はかなり悪化していたであろう。すなわち、この年の誕節は極めて微妙な政治情勢の下で行われたわけである。

明宗治世を賞賛した後、講經文は秦王が臣下を地方へ遣わしたことに觸れ、それと對に「舜日」が「堯雲」に近づいたと述べる。明宗の後繼者として秦王を強く意識しているといえよう。

そして、末尾に付された七言四句の羅列の冒頭部分で、宋王と潞王については次のように述べられる。

宋王は忠孝にして堯天を奉じ、算えて焚香を得て聖賢に託するも、未だ詔宣を得ざれば入關し難く、夢魂は長く聖人の邊に在り。

潞王は英特にして岐（陽）州に坐し、生靈を安撫し烈公と稱され、既に英雄有りて社稷を匡せば、關西に聖人の憂い在らず。

宋王は任地の鄴都に滞在しており、帝よりの命がなければそこを離れて洛陽入りするわけにはいかない。宋王の人格を稱え、父でもある帝への忠心を述べながら

も、その微妙な立場を示唆している。また、潞王は任地である岐州（鳳翔府）での治世を稱えた上で、その有能さを強調するような表現がなされている。

このように明宗の崩御前後から帝位をめぐる抗争を繰り広げた有力皇子が、講經文の中で何れも取り上げられているのである。特に末尾の部分で取り上げられている宋王と潞王の扱いが大きいことが注目される。長興四年の九月九日段階では帝位継承の最有力候補者は秦王であったから、秦王について述べられるのは當然の流れともいえるが、それ以上に目立つ扱いを受けているのである。勿論このとき二人の皇子が立派に任務を果たしていたことが稱えられる記述があってもよいのであるが、この扱いの大きさから見れば、末尾部分は潞王（末帝）の即位後に附加された部分である可能性も考えられるのではないか。すなわち、末帝が自らの地位を正當化する目的で、自らの手で廢位に追い込んだとはいえ一時は帝位にあった宋王と自らを並べて顯彰したのである。いずれにせよ、當時の皇位をめぐる政情を色濃く反映しているものである。

おわりに

本稿においては長興四年中興殿應聖節講經文を題材に、その政治的背景の一端に對して考察を試みた。誕節の場で用いられる講經文は、その性質上、皇帝の治世を稱えつつ祝意を述べるような形式のものになり、當時の政治状況を反映するものとなる。史料状況が限られている五代政治史の史料として本寫本はきわめて有用である。

また、唐代後半期に恆例化していた誕節における講經について、具體的な内容は分かっていないが、本講經文から大まかな形式は推測しうる。經文の解釋が行われると同時に、皇帝の長壽を祈る誕節にふさわしいような内容が講じられたのであろう。多分に政治状況を反映したものであったことは、會昌年間の武宗朝の事例から窺われる。